

いじめ防止基本方針

宜野湾市立真志喜中学校

1 いじめ防止に関する基本理念

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、精神的な苦痛を感じているもの」である。「いじめ」に当るか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

(2) いじめ防止に関する基本的な考え方

- ①全職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識を持つ。
- ②全生徒がいじめを行わず、又他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが生徒の心身に及ぼす影響、その他いじめに関する生徒の理解を深める。
- ③いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

2 いじめの防止等のための校内組織

(1) いじめ防止対策部会

いじめ防止、早期発見及び対処等に関する処置を実効的に行うため、また基本方針が適切に機能しているかの点検を行うため、校長・教頭・生徒指導主任・教育相談担当・学年主任・道徳担当・養護教諭・SC・SSWによる「いじめ防止対策部会」を設置し、必要に応じて部会を開催する。

(2) 生徒指導部会

生徒指導に関する共通実践事項の確認や情報交換を行うために、校長・教頭・生徒指導主任・各学年生徒指導・教育相談担当・養護教諭・特別支援コーディネーター・SSWによる生徒指導部を週1回開催する。

(3) 教育相談部会

教育相談に関する共通実践事項の確認や情報交換を行うために、校長・教頭・教育相談担当・各学年教育相談・生徒指導主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・SSWによる教育相談部会を週1回開催する。

3 「いじめの防止」について

学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

そのために、学校は定期的にアンケート調査や教育相談を実施するとともに、関係機関が設置する窓口の周知などにより、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、更に地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

(1) 教職員

- ①いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努める。
 - ・学校のいじめ防止基本方針の内容をしっかりと理解し、いじめの防止へ取り組む。
 - ・校内研修の「豊かな心の育成部会」を中心とした、道徳教育の充実。道徳の時間において、自己肯定感を育てる授業を実践し、いじめのない学級作りに努める。
 - ・生徒指導だよりを活用し、生徒や保護者に対し「いじめは絶対に許されないことである。」ことの周知を図っていく。
 - ・朝の会や帰りの会、給食や清掃時間、休み時間や放課後の活動における生徒の行動観察により、ちょっとした嫌がらせや仲間割れといった、いじめに発展する恐れのある行為を見逃さず、適宜指導を行う。
- ②生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ・道徳の時間や「人権の日」を要に、学校の教育活動全体を通して生徒に生命の大切さを理解させる。
 - ・生徒1人ひとりの居場所を作り、活躍ができる学級活動を行う。
 - ・生徒会の充実を図り、生徒の自発的な活動を支援する。
- ③警察署（少年課）による、非行防止教室等を活用し、いじめを含む問題行動の未然防止を図る。ネットや掲示板、メール等による犯罪やトラブル、誹謗中傷等の内容も含む。

(2) 生徒

- ①生徒会生活委員会による、いじめ防止週間の設定。給食時間の放送やポスターの作成、掲示等を行う。
- ②自学自習の習慣を身に付け、主体的に学習に取り組む。
- ③生徒会を中心としたあいさつ運動に積極的に取り組み、自他を認め合い、明るく楽しい学校生活作りに努める。

(3) 保護者（地域）による取り組み

- ①子どもとのコミュニケーションを大切にし、いつでも相談ができる関係づくりに努める。
- ②民生委員によるあいさつ運動の展開。
- ③校区生徒指導連絡協議会にて、地域や関係機関とのネットワーク作りを行う。

4 「早期発見」について

(1) 早期発見の基本

- 生徒のささいな変化に気づく
- 気付いた情報を確実に共有する
- (情報に基づき) 速やかに対応する

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に情報交換を行い、学校全体で情報を共有する。

(2) 早期発見のための取り組み

- ①学期に1回いじめに特化したアンケートを行うとともに、いじめについての道徳の授業の充実を図る。
- ②教育相談の充実を図る
 - ・年2回（5月・11月）に教育相談旬間を設定し、学級担任や関係職員による相談活動を行う。
 - ・学級担任に限らず、教育相談担当を中心に常に生徒とのコミュニケーションを大切にし、相談活動を行う。
- ③養護教諭との連携を図った相談活動の充実
 - 悩みを抱えた生徒が保健室へ来室した場合、養護教諭による相談活動を行い、担任や関係職員と連携し対応する。
- ④毎月第1火曜日を人権の日とし、学校生活アンケート（心の安全点検）を実施する。また、人権教育と連携し、人権に関する資料を配付する。
- ⑤毎日の欠席状況の把握。欠席が続く際は、担任や教育相談、生徒指導等と連携して支援にあたる。
- ⑥登校しぶり等、気になる生徒については、担任や生徒指導、教育相談、SSW等による、登校支援や家庭支援を行う。必要に応じて、学校にて保護者相談等を行い、問題の早期発見・早期解決に努める。

(3) 生徒

- ①毎月の学校生活アンケートや学期末の学校評価アンケート等の活用。
- ②悩み相談専用ダイヤルの活用。
- ③教育相談旬間の活用。

(4) 保護者（地域）

- ①PTA活動や地域活動に積極的に参加し、多くの大人との関わりを作り、気軽に悩みを相談できる環境作りに努める。
- ②学期末の学校評価アンケートを活用し、いじめや生徒指導、教育相談等に関する情報や意見を伝える。
- ③毎月1回、校区生徒指導連絡協議会を行い、自治会や民生委員、関係機関との情報交換を行う。

5 「いじめに対する措置」について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報共有を図り組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、社会性の向上、人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②生徒の保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、早い段階からの的確に関わりをも持ち、知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③発見・通報を受けた教職員は、ひとりで抱え込まず、「いじめ防止対策部会」に情報を提供し、組織が中心となって事実の有無を確認し、結果は校長が責任を持って、学校の設置者、被害・加害生徒の保護者へ連絡する。

(2) 警察との連携

- ①学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と相談をして対処する。
- ②いじめられている生徒や報告した生徒に対する仕返しが懸念される場合は、保護する観点から、必要があれば警察に早めの相談を行い、被害者の保護対策を徹底する。
- ③生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれ（重大事態への発展）があるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ①いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際には、自尊感情を高めるよう留意し、個人情報取り扱いなど、プライバシーには十分に留意した対応を行う。
- ②家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝えるなど不安の除去に努めるとともに、生徒の見守りや落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ③状況に応じて、SCや心理や福祉等の専門家、警察官などの外部専門家の協力を得る。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ①いじめた生徒からも事実関係の聴取を行い、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て組織的に、いじめをやめさせ、自らの行為の責任を自覚させるとともに再発を防止する。
- ②事実関係を聴取した際には、迅速に保護者へ連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して対応できるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行い、当該生徒の立ち直りを支援する。

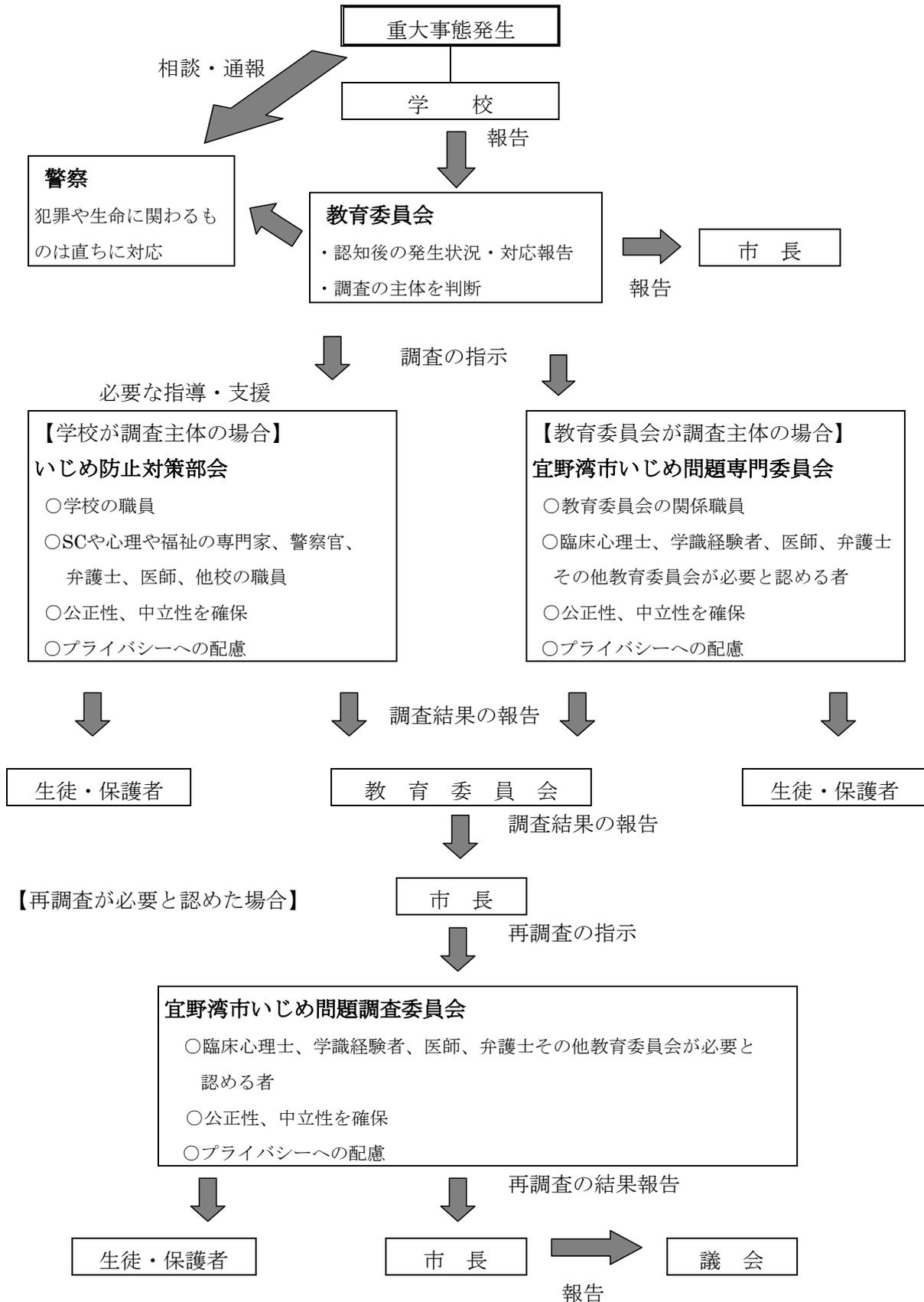
(5) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持たせる。
- ②はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ③全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような

(6) ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して直ちに削除を求める措置を取る。
- ②生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対処（フロー図）



7 年間計画の作成

4月	・いじめ基本方針、年間計画の確認
5月 ～ 6月	・学級、学年づくり、人間関係づくり ・毎月の「心の安全点検アンケート」の開始 ・教育相談旬間
7月 ～ 8月	・学校評価アンケートの実施 ・いじめに特化したアンケート及びいじめ問題についての道徳の授業 ・校内研修（いじめ・生徒指導）
9月 ～ ～ 12月	・学級、学年づくり、人間関係づくり ・教育相談旬間 ・いじめに特化したアンケート及びいじめ問題についての道徳の授業 ・学校評価アンケートの実施
1月 ～ 3月	・いじめに特化したアンケート及びいじめ問題についての道徳の授業 ・学校評価アンケートの実施 ・いじめ防止対策部会（今年度のまとめと次年度への課題検討）